第2回愛媛働き方改革推進会議を開催しました！！

愛媛労働局は、愛媛版政労使会議として、令和６年３月４日、第２回愛媛働き方改革推進会議を開催しました。会議には宮﨑政久厚生労働副大臣が出席しました。

この会議の議題の一つは、「賃金引上げ」に向けた取組や「年収の壁」を意識せずに働くことができる環境づくりに向けた取組です。愛媛県においても、賃金引上げに向けた環境整備を進めていくため、支援措置やそれぞれの取組等について、政労使での意見交換を実施しました。

二つ目の議題として、本年４月１日からの時間外労働の上限規制の完全適用に向けた共同宣言を実施しました。共同宣言では、自動車運転手、建設業、医師の長時間労働の解消はもとより、すべての県民が活き活きと健康に働くことができる労働環境を構築するために、長時間労働に繋がる商慣行が改善されるとともに、働く人の長時間労働を助長しないよう、県民の意識と行動変革が進むことを目指し、全構成員が一丸となって、傘下会員、関係事業主、県民の皆さんの理解と協力の促進に取り組むことを宣言しました。

愛媛県の働き方改革の推進に向けた共同宣言

～オール愛媛で商慣行や消費行動の見直しに取り組もう～

我が国は、急速に少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少する中で、経済活動を維持し、成長につなげることが喫緊の課題となっています。こうした状況の中、投資やイノベーションによる生産性向上とともに、就業機会の拡大や能力を存分に発揮できる労働環境を作ることが求められています。

そこで、政府は働く方の個々の事情に応じ、多様な働き方を選択できる社会を実現し、働く方ひとりひとりがより良い将来の展望を持てるようにすることを目指し、最大のチャレンジとして「働き方改革」の実現に取り組む中で、いわゆる「働き方改革関連法」が 2019 年４月から順次施行されてきましたが、2024 年４月からは、自動車の運転業務、建設業、医師についても、時間外労働の上限規制の適用が開始されます。これらの事業・業務については、経済活動の維持・成長、地域交通の確保、そして県民の生活や健康、命を守るために必要不可欠な役割を担っているところでありますが、一方で、旧来からの商慣行や取引先及び消費者などのニーズに応えるために、長時間労働の実態が認められるところです。

2024 年 4 月からの時間外労働の上限規制適用への対応に向けて、各事業主、業界において準備が進められていますが、道路貨物運送業における長時間の荷待ちや急な集配送依頼、建設業における短い工期設定による工事発注、医療における医師の応召義務による診療対応など、事業主等の自主的な努力だけでは、解決に至らない課題もあり、長時間労働の削減をはじめとする労働環境の改善のためには、関係する事業者や県民ひとりひとりの理解と協力が必要となっています。

このような状況を踏まえ、「愛媛働き方改革推進会議」は、自動車運転手、建設業、医師の長時間労働の解消はもとより、すべての県民が活き活きと健康に働くことができる労働環境を構築するために、長時間労働に繋がる商慣行が改善されるとともに、働く人の長時間労働を助長しないよう、県民の意識と行動変革が進むことを目指し、全構成員が一丸となって、傘下会員、関係事業主、県民の皆さんの理解と協力の促進に取り組むことを宣言します。

令和６年３月４日

愛媛働き方改革推進会議

別紙

愛媛働き方改革推進会議について

愛媛働き方改革推進会議は、労働施策総合推進法第 10 条の 3 に基づき、愛媛県における働き方改革の推進に向けた気運の醸成や、企業、特に中小企業、小規模事業者の抱える諸課題の解決を図ることを目的として設置された協議会である。同会議では、地方公共団体、地域の労使、金融機関等が、県内の働き方改革に係る現状と課題について広く情報共有、意見交換を行っており、平成 31 年 3 月 1 日には、「えひめ働き方改革宣言 2019」を取りまとめ、公表している。

同会議の構成員とこれまでの開催実績は以下のとおり。

【構成員】

日本労働組合総連合会 愛媛県連合会
愛媛県経営者協会
愛媛県商工会議所連合会
愛媛県中小企業団体中央会
愛媛県商工会連合会
愛媛経済同友会
一般社団法人 愛媛県法人会連合会
株式会社 伊予銀行
株式会社 愛媛銀行
愛媛信用金庫
愛媛県
四国経済産業局
愛媛労働局

【開催実績】

（第 1 回）平成 30 年 3 月 8 日
（第 2 回）平成 30 年 11 月 5 日
（第 3 回）令和元年 10 月 8 日
（第 4 回）令和 2 年 12 月 18 日
（第 5 回）令和 4 年 2 月 21 日（書面開催）
（第 6 回）令和 4 年 9 月 6 日
（第 7 回）令和 5 年 9 月 14 日